

事業の背景・目的

近年、オオバナミズキンバイ等の侵略的外来水生植物（以下「水草」という。）は、琵琶湖および周辺水域において分布・生育範囲を急速に拡大し、生態系・景観・産業への影響が懸念されており、効果的・効率的に防除し、適正な管理状態に置くことが課題となっている。琵琶湖外来水生植物対策協議会では、関係者間の情報共有と協働による連携体制を整備し、水草の生態を考慮した戦略的な駆除を実施し、駆除した箇所への巡回・監視により水草の再生を防ぐことにより、琵琶湖固有の貴重な水生生物の保護と生息・生育環境の再生を通じた、生物多様性の保全を目指している。

琵琶湖および周辺水域の全域において、生態系・景観・産業への影響が懸念される水草を、適切に防除して再生を防ぐことにより、管理可能な状態に置くことで、琵琶湖固有の貴重な水生生物の保護と生息・生育環境の再生を通じた、生物多様性の保全を目指す。

事業の内容

<巡回・監視の実施>

・他事業の対象区域である矢橋中間水路周辺区域を除く南湖および周辺水域の全域における定期的に巡回・監視を実施による水草群落の再生防止

【具体地区】守山市北部（木浜水路、内湖、木浜湖岸）、守山市南部（赤野井湾湖岸、赤野井湾内湖、境川内湖、三反田川、天神川、守山川、堺川等）、草津市北部（下寺川～下笠町湖岸）、草津市南部（北山田～新浜湖岸、山寺川、伯母川）、大津市南部東岸（殿田川河口～JR東海本線鉄橋東詰、殿田川内湖、殿田川、長沢川、瀬田浦クリーク）、大津西岸北部（今堅田～比叡辻湖岸、山ノ下湾）、大津市西岸中部（比叡辻～際川湖岸）、大津市西岸南部（近江大橋西詰～JR東海本線鉄橋西詰、膳所公園、盛越川河口）における巡回監視の実施

<大規模群落の機械駆除の実施>

・南湖西岸・山ノ下湾において効果・強度等に関する設置試験がされていた拡大防止フェンスを撤去し、フェンスで囲まれていた水草の大規模群落（1,650.2㎡）を、流出・拡大リスクの高い群落として機械駆除を実施し、駆除された水草は乾燥させた後、大津市の施設で焼却処理した。

得られた成果

<巡回・監視>・守山市北部（木浜水路、内湖、木浜湖岸）、守山市南部（赤野井湾湖岸、赤野井内湖、堺川内湖、三反田川、天神川、守山川、堺川等）、草津市北部（下寺町～下笠町湖岸）、草津市南部（北山田～新浜湖岸、山寺川、伯母川）、大津市南部東岸（殿田川河口～JR東海本線鉄橋東詰、殿田川内湖、殿田川、長沢川、瀬田浦クリーク）、大津西岸北部（今堅田～比叡辻湖岸、山ノ下湾）、大津市西岸中部（比叡辻～際川湖岸）、大津市西岸南部（近江大橋西詰～JR東海本線鉄橋西詰、膳所公園、盛越川河口）における11月～12月に1回、1月～3月に1回、計2回の巡回・監視を実施による水草群落の再生防止。

<大規模群落の機械駆除の実施>南湖西岸・大津市の山ノ下湾におけるハーベスタを用いた大規模群落駆除の実施（約1,650㎡）

<水草の処分事業>大規模群落の機械駆除や巡回・監視の際の駆除により回収された水草の処理、<協議会運営事業>

<駆除活動の支援>NPO法人実施の琵琶湖外来水生植物除去プロジェクトにおける胴長・手袋の貸与、除去方法についての指導、助言

●年度末の残存生育面積を3年連続で縮減させることが確実となり、年度開始時点で機械駆除が必要な規模の大規模群落が存在しない「管理可能な状態」に琵琶湖全体を置くという、協議会当初の目標に向け、取組継続。なお、この目標は平成32年度末に達成される見通し

●しかし、小規模ながら駆除が困難な水草群落が各地に残存し続ける状況は続くものと予想される。